

スタートアップ支援事業(中小企業・ベンチャー挑戦支援事業)

実用化開発、知的財産取得、販路開拓等を行う際、資金面での助成を受けることができますとともに、ビジネスプランの具体化・実用化に向けたコンサルティング等を一体的に受けることができます。事業性・新規性の高い技術シーズ、ビジネスアイデアを持つ中小・ベンチャー企業等の事業化について技術面と経営面から強力な支援を受けることができます。

対象となる方

技術シーズ、ビジネスアイデアを事業化しようとする中小企業者等

支援内容

1. 実用化研究開発事業

実用化研究開発を行う際に要する経費の一部について補助を受ける事ができます。また、ビジネスプランの具体化に向けたコンサルティングを一体的に受けることができます。

- (1) 補助金額 100万円～4,500万円
- (2) 補助率 2/3以内
- (3) 募集期間 平成19年3月28日～4月27日

2. 事業化支援事業

事業化活動(知的財産取得、販路開拓等)を行う際に要する経費の一部について助成を受けることができます。また、ビジネスプランの具体化に向けたコンサルティングを一体的に受けることができます。

- (1) 助成金額 100万円～500万円
(別途、外国特許申請に係る経費を対象として300万円を付加)
- (2) 助成率 1/2以内
- (3) 募集期間 (第1回)平成19年5月頃
(第2回)平成19年9月頃

利用方法

1. 実用化研究開発事業

- (1) 経済産業局に対し、計画書を提出し、応募
- (2) 外部審査・評価委員会を経て、採択テーマを決定
- (3) 経済産業局から補助金受給
- (4) 経済産業局に対し、事業成果を報告

2. 事業化支援事業

- (1) 中小企業基盤整備機構に対し、計画書を提出し、応募
- (2) 外部審査・評価委員会を経て、採択テーマを決定
- (3) 中小企業基盤整備機構から助成金受給
- (4) 中小企業基盤整備機構に対し、事業成果を報告

お問い合わせ先

- 1. 各経済産業局産業技術課等 (巻末お問い合わせ先一覧参照)
- 2. 中小企業基盤整備機構新事業支援部 電話:03-5470-1539